

氏名	高橋 靖幸 (たかはし やすゆき)
学位の種類	博士 (教育学)
報告番号	乙第365号
学位授与年月日	2023年3月31日
学位授与の要件	学位規則(昭和28年4月1日 文部省令第9号)第4条第2項該当
学位論文題目	「近代日本における児童虐待問題の形成と変容に関する 社会構築主義研究—昭和8年「児童虐待防止法」の成立 過程にみる子どもの近代—」
審査委員	(主査) 有本 真紀 (立教大学大学院文学研究科教授) 北澤 毅 (立教大学名誉教授) 貞包 英之 (立教大学大学院社会学研究科教授)

I. 論文の内容の要旨

(1) 論文の構成

序 章 近代日本における児童虐待問題への視座

1. 問題の所在
2. 子どもの社会史研究における戦前期の児童虐待問題の位置付け
3. 日本の児童保護事業の系譜
4. 戦前期の児童虐待問題に関する先行研究と本論文の課題
5. 本論文の分析視角：社会問題の社会構築主義
6. 戦前期の児童虐待問題を読み解くための史料の収集と本論文の構成

第1章 近代日本における児童虐待問題の萌芽—明治期における「児童虐待」の概念

1. 街頭等での子どもの特殊な労働に対する社会の理解
2. 貰い子殺しと継子いじめ：家族の問題としての「虐待」
3. 明治期における社会問題としての「児童虐待」の構築
4. 小括：社会問題としての「児童虐待」への志向

第2章 児童虐待をめぐる新聞報道と専門家言説の相互作用

1. 原胤昭の児童虐待防止に関する取り組みと社会の反応
2. 諸外国の児童虐待防止に関する議論の導入
3. 専門家による児童虐待防止議論の展開
4. 小括：児童労働を含む虐待概念の形成の初動

第3章 内務省社会局における児童保護法制定の取り組みと児童虐待防止の検討

1. 三田谷啓による児童虐待の統計調査と定義
2. 内務省による児童虐待防止議論の展開
3. 『児童保護に関する施設要綱』提出後の児童虐待議論の展開
4. 小括：内務省社会局における児童保護の法制化と児童虐待防止の議論

第4章 児童虐待問題の転換—児童虐待事件を契機とした法制化議論の深化

1. 救世軍による児童虐待防止事業の始動
2. 法制化の議論に向かう児童虐待防止問題
3. 児童保護事業に関する法制化の議論の進展
4. 小括：児童保護の法制化の議論と児童虐待の新たな語りの形成

第5章 岩の坂貰い子殺し事件の社会問題化と児童保護法制化議論の変容

1. 社会事業調査会の設置と「児童保護事業に関する體系」の検討
2. 貰い子殺しの社会問題化と児童保護に関する法制化の議論の展開
3. 第二回全国児童保護事業会議における「児童虐待防止法案」の審議
4. 小括：児童虐待の社会問題化と児童虐待防止に関する法制化への期待

第6章 児童虐待防止法案作成の分岐点—『児童虐待防止に関する法律案要綱』

1. 内務省社会局による「児童監護法」の検討
2. 社会事業調査会と答申『児童虐待防止に関する法律案要綱』
3. 児童虐待防止法案の議会提出の決定
4. 小括：児童虐待防止法案作成の分岐点

第7章 帝国議会における児童虐待防止法案の審議過程

1. 議会に提出された児童虐待防止法案の特徴
2. 第64回帝国議会の衆議院における児童虐待防止法案の審議
3. 第64回帝国議会の貴族院における児童虐待防止法案の審議
4. 児童虐待防止法の成立に対する社会の反応
5. 小括：骨抜きとなった児童虐待防止法

第8章 児童虐待防止法実施状況に見る新たな子ども問題と子どもの複数性

1. 児童虐待防止法の審議経過のなかの貰い子殺し事件と産院産婆問題
2. 児童虐待防止法の施行に向けた社会の動き
3. 児童虐待防止法の成果をめぐる攻防
4. 小括：児童虐待をめぐる子ども問題の語られ方

終章 日本の児童虐待問題と子どもの近代

1. 児童虐待問題の歴史
2. 子どもの複数性に着目した児童虐待問題の構築
3. 子どもの社会史研究への本論文の貢献

(2) 論文の内容要旨

本論文は、戦前期の児童虐待問題を対象に、日本における子どもの近代の歴史を社会構築主義の視角から明らかにする研究である。

従来の日本における「児童虐待」の歴史に言及する研究では、昭和8（1933）年に「児童虐待防止法」の制定過程が明らかにされ、それに、当時の社会を震撼させたいくつもの貰い子殺し事件が関与していたことが確認されている。しかし貰い子殺しを問題とする段階から、児童労働を問題とする段階に至るまでに「断絶」があったことは、十分に解明されていない。本論文は、新聞記事、雑誌記事、書籍、報告書、帝国議会議事録、各種公文書等を史料に、明治期から昭和初期にかけて児童虐待が社会問題として構築される過程を読み解くことによって、法律制定に至るまでの「児童虐待」に関する社会認識の変化を明らかにし、近代日本における子どもの歴史に新たな視点を加えようとする試みである。

各章は時系列に沿って論述されている。第1章では、明治20年代から30年代にかけて、「貰い子殺し」と「継子いじめ」の事件を子ども問題として記述する際に「児童虐待」という表現が用いられるようになり、徐々に「児童虐待」概念の輪郭が形成され

ていく経緯を明らかにしている。また、第2章では、明治42(1909)年に日本で初めて児童虐待防止事業を開始した原胤昭の活動と、その活動に言及する諸々の議論について検討している。原の活動を端緒として、多くの専門家たちが児童虐待の議論を展開し、児童虐待に関する新たな言説が新聞報道や雑誌等を通じて広く社会へ発信されたことを詳らかにした。

第3章では、大正期の児童虐待に対する社会の関心の高まりを受け、内務省が諮問機関である救済事業調査会に児童虐待防止を含む児童保護全般に関わる審議を求めるなど、児童虐待防止の政策的な議論が始動した時期に焦点を当てている。多様な子ども問題を対象とする議論の過程を克明にたどり、審議のなかで児童虐待の概念が錯綜する状況を明らかにした。続く第4章では、大正期に新たに問題化した貰い子殺しの事件を機に、救世軍が児童虐待防止事業を開始した時期を検討し、児童保護の法制化議論が推進されたこと、またその議論のなかで「乳幼児愛護」「児童愛護」という新たな思想が展開されたことが指摘される。

第5章では、児童虐待防止法の成立をもたらした直接の事件とされる、昭和5(1930)年「岩の坂貰い子殺し事件」に端を発する動きを検討している。この事件により児童虐待に関する全国調査が実施された結果、街頭等での特殊な業務や労働が重大な問題として議論され、包括的な児童保護法から児童虐待防止を単独の目的とする法整備へと、要請が変容していく状況を浮き彫りにした。

第6章では、内務省の諮問機関である社会事業調査会が「児童虐待防止に関する法律案要綱」を答申し、これをもとに内務省が児童虐待防止法案提出に向けた準備を行う過程の議論展開を分析している。児童虐待防止法は、児童保護思想の醸成によるのみならず、国際的な課題への対応の観点からも準備が進められたと指摘される。第7章では、昭和7(1932)年の帝国議会における児童虐待防止法案の審議過程を検討し、衆議院において子どもの特殊な業務や労働を禁止する条文が削除され、地方長官の監督のもとに禁止・制限が実施される法律となる道筋を丹念に捉えている。

第8章では、児童虐待防止法の成立を背景とする、貰い子殺しと児童労働の問題構築の変化から、子どもの論じられ方の変容を析出している。また、終章にかけて、児童虐待防止法成立後の社会の反応と変化について論じており、児童虐待防止法の成立は、近代日本の児童保護事業のひとつの到達点とみることができる反面、相反する「子ども」を同時に存立させる新たな現実を構築することにもなったと指摘する。その上で、戦前期における児童虐待の問題構築が、多様な子どもの姿を構築しながら展開されたことへの着目が、子どもと社会との関係を照射する光となると結論づけた。

Ⅱ．論文審査の結果の要旨

(1) 論文の特徴

本論文は、フィリップ・アリエスの研究を嚆矢とする子どもの社会史研究の流れに位置し、1990年代以降に展開された「新しい子ども社会学」の議論を踏まえて、「複数性」という視座から子どもの近代の歴史を読み解くものである。従来の子どもの社会史研究が、主に教育、家族に視点を注いできたのに対し、本論はそのいずれからも十分に捉えられてこなかった「児童虐待」を通して、子どもの社会史研究に新たな知見を提起する研究である。一般に現代的な問題として認識される「児童虐待」が、国内においては明治期より問題化され、昭和8（1933）年の児童虐待防止法制定に向けて行われた継続的な議論のなかに、子どもの近代を読み解こうとする点に、本研究の独創性がある。

明治期から児童虐待防止法が制定されるまで、さらには施行後にかけて、社会はいかにして児童虐待と呼ぶ概念をつくり上げていったのか、その際いかなる子どもを問題の対象として取り上げたのかを、社会構築主義を分析枠組みとして詳細に解明したことは大きな成果である。本論は、「子ども」は社会的に構築されていく存在であるという意味における構築と、社会のメンバーたちのクレイム・メイキングにより児童虐待が社会問題として構築される、すなわちメンバーたちの相互作用が織り上げる社会問題の構築、という二重の構築を問うことを特徴としている。

論証にあたって、40年以上に亘る期間における8紙の新聞記事、主に福祉および政策分野の学術雑誌から幅広い読者を対象とした一般誌に至る雑誌記事や書籍、政府や関連機関・団体が刊行した報告書、帝国議会議事録、官報をはじめとする各種公文書などの膨大な史資料を渉猟し、児童虐待問題に関する言説を整理、提示している。長年の史資料収集が結実した労作である点も、特筆すべきことである。

こうした問題意識と史資料の堅実な扱いを通して、戦前期における児童虐待問題の構築過程のダイナミズムを詳細に記述し、児童虐待の歴史を解明するにとどまらず、児童虐待の問題化の中で形成された「子ども」、および、その「保護」の概念の変遷を明らかにした。

(2) 論文の評価

1990年代以降に欧州において展開されてきた「新しい子ども社会学」の知的潮流については、国内においてその内容や特徴が紹介されるにとどまっており、具体的な事例を検討する研究の成果は少ない。本論文は「新しい子ども社会学」に依拠した子ども研究および子ども社会史研究の具体的な成果として評価に値する。この成果は、教育学における子ども社会史の研究領域にとどまらず、児童福祉学や家族学、犯罪学などの隣接

する領域の進展にも寄与する内容と認めることができる。

戦前期の児童虐待防止法に関する先行研究はわずかに存在するものの、いずれも断片的な記述にとどまっており、扱う史資料の範囲も限定的であった。これに対し、本論文では体系的な史資料収集を行い、時系列に沿って言説や議論の推移を精緻に検討していることは、とりわけ高く評価できる。こうした膨大な史資料の分析により、「貰い子殺し」と「継子いじめ」を対象としていた児童虐待の概念が、児童虐待防止法の成立までに、特殊な業務や労働を禁止する問題へと変容していく過程を見通した点において、貴重な論文といえる。また、戦前期における児童虐待の問題構築過程の考察を通じて、子どもをめぐる問題が同類の語りの集積によって形成されるのではなく、常に複数の言説の拮抗によって構築されていたことを描き出した点も大きな達成である。

審査委員からは、「子ども」の社会的構築と社会問題の構築の架橋について、両者をどう踏まえるのか、より自覚的な記述が望まれること、特に社会問題の構築に関わった主要人物たちの関係と、それぞれの言説の言及関係をさらに明確に述べる必要があるといった課題が指摘された。とはいえ、児童虐待問題の研究史においても、関連分野への示唆においても、本論が重要な貢献となることは確かである。

以上の理由から、本審査委員会は、本論文を学位に相当する優れた研究と認めるものである。